



# 墨東の学び

学校通信①号 祝入学進級号  
令和6年4月8・9・10日発行  
東京都立墨東特別支援学校  
校長 田村 康二郎

## <校長挨拶> 令和6年度「墨東の教育」を開始します！

校長の田村康二郎（タムラコウジロウ）です。今年度も引き続き、校長として指揮をとります。元気一杯です。

本校は昭和62年度（1987）に江東地域に待望の肢体不自由養護学校として開校しました。その後、都特別支援教育推進計画に基づき、肢・病2部門併置型の学校として組織改編し8年目を迎えています。本校が有する種々の教育手段「本校舎に通学しての教育」「御自宅や入院中の病院に教員が出向いて行う訪問教育」「2つの分教室内で行う教育」を駆使して、特別な支援を必要とする墨東生をしっかりと育む中で、学力を付け、豊かな人間性を伸ばさせることが本校の使命です。

一生涯にわたり「墨東特別支援学校で学んで良かった」「この学校で学んだことが一生の誇りです！」と胸を張って自慢できる母校であるように、チーム墨東の教職員が丸となって力を尽くしてまいります。どうぞよろしくお願ひします。

## 部門名称に関して「S」「B」等の略称も併用します！

本校は、<視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・知的障害・病弱>の5障害等のいずれかを有する子供の特別な教育ニーズに応じた専門教育を行う「特別支援学校」として法に定められた小・中学校・高等学校に準ずる学校です。障害があることは就学や転入学時に確認済ですので、児童・生徒に改めて肢体不自由教育部門・病弱教育部門と強調する必要はないとの考えから、校内や保護者向け文書等では、通称として以下のように通称（略称）名を用いることにしました。

略 称	移行期の併称	公式名称
S 部 門	S (肢) 部門	肢体不自由教育部門
B 部 門	B (病) 部門	病弱教育部門

表記例：「S小」＝肢体不自由教育部門小学部、「S中」＝肢体不自由教育部門中学部、「S高」＝肢体不自由教育部門高等部、「Sつばさ在宅訪」＝肢体不自由教育部門つばさ在宅訪問学級、「Sかもめ分教室」＝肢体不自由教育部門かもめ分教室、「Bつばさ病訪」＝病弱教育部門つばさ病院訪問学級、「Bいるか分教室」＝病弱教育部門いるか分教室

## 令和6年度 校長・副校長・室長体制の御紹介！

田村 康二郎 校長<本校2年目>

⇒学校経営の総指揮 ※肢校長 16年目・病校長 8年目  
吉田 朋之 副校長<本校3年目>

⇒肢体不自由教育部門小学部、つばさ在宅訪問学級  
大橋 智(チル) 副校長 <北特支から転入：本校1年目>

⇒肢体不自由教育部門中学部・高等部

景山 陽子 副校長<本校2年目>

⇒病弱教育部門つばさ病院訪問学級

病弱教育部門いるか分教室

肢体不自由教育部門かもめ分教室

小綿 謙輔 経営企画室長 <花畑学園から転入：本校1年目>

⇒施設を含む学校管理運営に関する事務全般

※教職員の指導体制は初授業日に文書でお知らせします。

## 祝進級：3月に修了証を授与された皆さんに新学年で始業式！

4月8日、新学年に進級した墨東生が本校体育館に一堂に会し、始業式を行いました。進級おめでとうございます。

新学年での学びがいよいよ始まります。分教室や訪問学級の場においても、それぞれに応じた形態で始業式を行いました。

## 祝入学：おめでとう新1年生が「小学部」に入学！

義務教育開始の節目である小学部入学の時を迎えます。

おめでとうございます。3月までの就学相談を経て、義務教育の開始期である4月1日から本校に学籍を設けています。4月9日の入学式では、都教育委員会から届いた「墨東特別支援学校小学部第1学年新入生名簿」を読み上げ、入学生お一人お一人を確認した上で、入学生に向けた校長式辞と来賓代表のPTA会長から中学部と併せて御祝辞をいただきます。

## 祝入学、栄えある中学1年生に「中学進学」を祝します！

義務教育の第2段階のスタートラインに到達します。おめでとうございます。4月1日付で中学部生徒としての学籍を新たに編纂しました。4月9日の入学式では都教育委員会から届いた「墨東特別支援学校中学部第1学年新入生名簿」を読み上げて、栄えある入学生を確認し、参列者全員で祝意を伝えます。

## 高等部生活スタート！祝福&期待&激励：高等部入学！

高校や高等部教育を希望するには、義務教育を修め終えている事が応募資格となっています。「義務教育後ももっと学びたい」との意欲ある若者と支える保護者の同意を前提として、応募資格を満たした上で、「高等部で学びたいと指定様式の文書で願ひ出る＝(出願)事」で挑戦できる仕組みです。

先だっでの入学許可予定者発表日に、本校掲示板に御自身の出願番号を見出した方が手続きを終えると「入学許可予定者」となります。4月10日の高等部入学式の中で、代表教員が読み上げた「入学許可予定者名簿」に記された全入学許可予定者に対して壇上で、校長が「入学許可」を宣言することで、その瞬間から入学許可者＝新1年生となります（4月10日付で学籍を編纂）。本手続きは学校教育法施行規則第九十条「高等学校の入学は(中略)校長が許可する。」

を法的根拠として行うものです。特別支援学校は準用規定により高校と全く同じ方法となります。

★学校教育はゴールではなく手段です。卒業後の豊かで安心した生活を実現するための意欲と知恵と勇気と健康を得る方法を身に付ける「学びの場」です。実りある学校生活となるように全教職員力を尽くしてまいります。祝高等部生活スタート！

### 祝入学：各分教室、在宅・病院訪問学級への入学！

墨東特別支援学校には、本校での教育と共に、S（肢）部門には「つばさ在宅訪問学級」での教育や「かもめ分教室（東部療育センター内）」での教育、B（病）部門には「いるか分教室」（病院内設置）や入院先の各病院を教員が訪ねて授業する「つばさ病院訪問学級」があり、入学生がいる場合には、それぞれの場に即して入学生を受け入れて節目のセレモニーを行います。入学を祝します！

### <予告> 4/19(金)10時～体育館で全校保護者会！

前半の全体会では、着任副校長等の御紹介した上で、今年度の学校教育活動の重点や変更点、医療的ケアに関する最新動向等のあらましを校長から保護者の皆様に御説明いたします。後半は学部別→学年別の保護者会で構成します。ぜひ御参加ください。（後日、改めて御案内します。）

### <予告> 円滑な教育開始に向けて小1保護者への諸説明

小1保護者の方には、全校保護者会に先駆けて、11日木曜日に学校生活スタートのガイダンスとなる種々の説明を行う新小1保護者会を開催します。（別途御案内します）

### <予告> 医療的ケア保護者会は5月連休明けに開催予定！

都教育委員会は、令和6年度の「都立校における医療的ケアの実施や専用車両運行等も含めた各種指針・手引き・ガイドライン」等の最新版を策定して4月1日付で都教育委員会ホームページに掲載しました。（更新された資料は膨大な量です。）各都立校はその立地や担う障害種別が異なることから、最新指針等に基づく医療的ケアをどのように進めていくかについて、学校個々の有する条件（人事異動後の教職員体制、看護師確保状況、特定行為従事者の確保状況、指導医体制他）を踏まえた現実的な実施体制を検討する必要があります。

現在、本校においても新ガイドライン等を読み込みながら、実施方法の検討に入っています。5月の連休明けに開催予定の年度初めの「医療的ケア保護者会」では、この新指針に基づく今年度の医療的ケアの進め方について、校長及び担当者から詳しく説明いたします。（別途、御案内します。）それまでの間は、前年度（令和5年度）の実施方法や体制で進めてまいります事を御理解ください。

### マスクに関する今年度の基本方針は【学びの場として、表情を見せ合うことを大切に】としてマスクを外します！

新型コロナウイルスへの対応は、昨年春の5類移行（いわゆるインフルエンザ並みの対応への移行）から約1年間が経過し、本校においてもインフルエンザ流行状況を超えるような状態には至っていない状況です。他の感染症等の状

況とコロナ以前と同様の状態に戻っています。

<今年度の扱い> 学校生活ではマスク不要を原則とします。

<理由①> 感染状況がコロナ流行期以前並みであること

<理由②> 相手の気持ちを読み取ったり、表情で伝えたりするコミュニケーション能力を最も獲得すべき大事な学齢期に、長くマスク越しでの関係が続く事による「獲得機会損失」を避けるためです。このことは多くの専門家や教育者が危惧しています。

<場面の対応> 原則を踏まえた上で、教職員や児童・生徒個々の判断で着脱してよい事とします。

<給食指導中> マスクをせずに、表情を交えて会話しながらの楽しい給食が本来あるべき姿です。さらに摂食時に向かいの先生の口唇の動きを実感したり、楽しげな表情から、食べることを前向きに捉えられるようにする雰囲気作りも教職員の大事な役割です。

<プール指導中> 教職員は緊急時には、直ぐに水中に潜って児童・生徒の身柄を確保できる態勢を機敏にとれるようにするために、以前装着した水泳用マスクも使用しない事を原則とします。墨東生も不要です。

<個別の配慮> 上記原則を御理解いただいた上で、特段の御心配がある場合には、遠慮なく担任に御相談ください。

### <説明> S（肢）部門の「学習グループ編成」の考え方

肢体不自由特別支援学校には、身体障害の状態や知的発達の状態、持病の有無等も含め、個々に実態の大きく異なる児童・生徒が多数在籍しています。本校も同様です。

文部科学省が公立学校の教育方法・内容を定めた「特別支援学校学習指導要領」では、肢体不自由児も含めて知的障害を伴う児童・生徒については、通常の小・中・高校のように学年別構成ではなく段階別の構成にしています。（例えば、小学校の2年次に九九を学びますが、知的障害を伴う教育では、小2で学ぶとは限らず、中学・高等部で学ぶこともあるなど、学年別の内容で授業を構成してはいないからです。）学校生活は、在籍学級が基盤となりますが、授業では、実態を勘案して所属の学年・学級とは異なる「学習グループ」を編成して学び易くしています。

この編成は教育のプロである教員が学習指導要領と学校の教育課程に基づき、慎重に検討しながら決定しています。

編成の考え方としては、直近の「認知発達面・運動機能発達面・対人関係を含む心理発達面」及びグループ人数と学習環境（例：教室規模）との兼ね合いも含めて総合的に勘案し、各学年末に毎回見直しを行い、進級時に新編成をお伝えするようにしています。

### <施設> 南側校庭の一部に専用車両乗降場所を新設中！

S（肢）部門の医療的ケアを必要とする通学生が利用する「医療的ケア児専用通学車両」の増車に伴い、乗降場所を確保するために、3月中から南側校庭の一部に3台分の舗装スペースと排水設備の新設工事を行ってきましたが、間もなく完成します。直ぐに供用開始します。

校長 田村 康二郎